

IFRS のエンドースメント手続に関する 計画の概要

ASBJ 副委員長 こがさか あつし
小賀坂 敦

1. はじめに

企業会計審議会は、本年6月19日に、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表した（以下「IFRSに関する当面の方針」という。）。この「IFRSに関する当面の方針」では、IFRSのエンドースメント手続の導入が記載されており、企業会計基準委員会（ASBJ）が検討を行うこととされている。本稿では、ASBJが実施するIFRSのエンドースメント手続に関する計画の概要について紹介する。なお、本稿における意見は私見であることを申し添える。

2. 「エンドースメントされたIFRS」の開発

「IFRSに関する当面の方針」では、エンドースメント手続について、自国基準へのIFRSの取込み手続と位置づけられており、個別基準を一つ一つ検討し、必要があれば一部基準を削除又は修正して採択する仕組みとされている。また、具体的なエンドースメントの手続については、まず、会計基準の策定能力を有するASBJにおいて検討を行い、さらに、現行の日本基準と同様に、ASBJが検討した個別基準につい

て、当局が指定する方式を採用することが適当であるとされている。

上記を踏まえると、今後、ASBJは、日本基準の開発と同様に、個々の会計基準等のエンドースメント手続を行うことによりもう一組の会計基準の開発を行うことになる。なお、この会計基準の呼称は、今後、金融庁により定められることになるが、本稿では、「IFRSに関する当面の方針」で用いられている「エンドースメントされたIFRS」としている。

3. デュー・プロセス

「エンドースメントされたIFRS」は、日本基準と同様の開発プロセスになると想定されるため、開発にあたり必要とされるデュー・プロセスについても、日本基準の開発と同様のものとするのが想定される。よって、「エンドースメントされたIFRS」は、最終的には、ASBJの議決により定めることが想定され、公開草案等の手続を経ることになると考えられる。

なお、エンドースメント手続は詳細かつ技術的な検討が必要になるため、「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」が設けられた（2013年8月27日に第1回の作業部会が開催されている。）。当該作業部会は、別紙のとおり

り、作成者5名、利用者2名、監査人3名、学識経験者2名及びASBJのスタッフ等により構成されている。後述のとおり、IFRSの個々の会計基準等をエンドースメントする際の判断基準に、実務上の困難さが含まれているため、作成者が他のセクターより多く選任されている。

4. 判断基準

「エンドースメントされたIFRS」を開発するにあたっては、国際会計基準審議会（IASB）が設定した個々の会計基準等について、修正することなしに採択可能か否かを、後述の判断基準にしたがって検討し、必要に応じて、削除又は修正して採択することになる。

この点、「IFRSに関する当面の方針」では、「『エンドースメントされたIFRS』は、強制適用を前提としたものではなく、あくまでも任意適用企業を対象としたものとして位置づけるべきである。」とされている。

また、IFRSの個々の会計基準等をエンドースメントする際の判断基準としては、以下が記載されている。

- IFRSの個別基準をエンドースメントする際の判断基準としては公益及び投資者保護の観点から、例えば、以下の点を勘案すべきである。
 - ・ 会計基準に係る基本的な考え方
 - ・ 実務上の困難さ（作成コストが便益に見合わない等）
 - ・ 周辺制度との関連（各種業規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要することがないか）等
- 我が国において具体的にエンドースメントされたIFRSを検討するに当たっては、一定の企業においてエンドースメントされたIFRS

を採用する意欲があることを踏まえ、これらの企業にとってエンドースメントされたIFRSが有用であるよう、そのニーズも勘案した上で検討する必要がある。

- (略) 削除又は修正する項目の数が多くなればなるほど、国際的にはIFRSとは認められにくくなり、IFRS策定に対する日本の発言力の確保等へ影響が生じる可能性がある。このため、我が国の国益も勘案しつつ、単一で高品質な会計基準の策定という目標を達成する観点から、削除又は修正する項目は国際的にも合理的に説明できる範囲に限定すべきである。

なお、IFRSの個々の会計基準等をエンドースメントする際の判断基準に、実務上の困難さが含まれており、それらのIFRSを適用する際の実務上の困難さに対応するためには、必要に応じて、適用を容易にする観点で、ガイダンスや教育文書等を作成することも考えられる。

5. エンドースメント手続の対象

IASBの作成するIFRSの個別基準は以下から構成されており、これらをエンドースメント手続の対象としている。

- 国際財務報告基準（IFRS）
- 国際会計基準（IAS）
- 解釈指針（IFRIC、SIC）

「財務報告に関する概念フレームワーク」については、現在、大幅な見直しを行っていること等を踏まえ、当面、エンドースメント手続の対象に含めないこととしている。

なお、「エンドースメントされたIFRS」は、日本語により作成される予定である。

6. IFRS のエンドースメントに関する作業部会

「エンドースメントされた IFRS」を開発するにあたっては、IASB が設定した個々の会計基準等について、修正することなしに採択可能か否かを判断する必要があり、上述のとおり、どのような項目について、ガイダンスや教育文書等の作成が必要かについても判断する必要がある。これらの判断をするために、「IFRS のエンドースメントに関する作業部会」では、IFRS と日本基準を比較し、各項目につき、会計基準に係る基本的な考え方、実務上の困難さ及び周辺制度との関連を勘案して、検討が必要な項目の候補を抽出する作業を開始している。検討作業は、以下の順番で進められる予定である。

	項目
第1回	有形固定資産、無形資産、リース、収益、棚卸資産、法人所得税他
第2回	外国為替レート、従業員給付、引当金、表示、企業結合他
第3回	連結他、解釈指針、財務諸表注記①
第4回	金融商品他、初度適用、財務諸表注記②

7. スケジュール

「IFRS に関する当面の方針」では、「ASBJ において速やかにエンドースメントの検討が行われることを期待する。」と記載されており、これを踏まえ、以下のスケジュールとしている。

IASB による IFRS 等の公表時期	エンドースメント手続の完了目標
① 2012 年 12 月 31 日までに公表された会計基準等	個々の会計基準等に関する検討の開始から概ね 1 年
② 2012 年 12 月 31 日以後公表される会計基準等	①の完了時に決定

なお、当初は、既存の IASB により公表済の会計基準等を一括して、エンドースメント手続を行う必要があるが、その作業終了後は、IASB が新規に公表した会計基準等を、その都度（ないし一定程度まとめて）、エンドースメント手続を行うこととなる。これらについては、IASB による会計基準等の公表後、原則として 1 年を ASBJ によるエンドースメント手続の完了目標とすることが考えられる（ただし、公表日から強制適用日までの期間を勘案して、個別基準ごとに検討を行うこととする。）。

(別紙)「企業会計基準委員会 IFRS のエンドースメントに関する作業部会」名簿

(敬称略)

	氏 名	備 考
部会長	小 賀 坂 敦	企業会計基準委員会 副委員長 (常勤)
委員	関 口 智 和	企業会計基準委員会 委員 (常勤)
委員	今 給 黎 真 一	株式会社日立製作所 財務統括本部財務一部 担当部長
委員	加 藤 治 永	住友商事株式会社 総合経理部 部長代理アカウンティングリサーチチームリーダー
委員	高 畑 修 一	三菱重工業株式会社 経理総括部 主席部員
委員	戸 村 直 大	株式会社東芝 財務部主計担当グループ長
委員	山 床 眞 一	新日鐵住金株式会社 財務部 決算室主幹
委員	貝 増 眞	日本証券アナリスト協会 教育第1企画部長
委員	熊 谷 五 郎	みずほ証券株式会社 経営調査部 上級研究員
委員	秋 葉 賢 一	早稲田大学商学大学院教授
委員	万 代 勝 信	一橋大学大学院教授
委員	小 倉 加 奈 子	有限責任あずさ監査法人 公認会計士
委員	岸 上 恵 子	新日本有限責任監査法人 公認会計士
委員	古 内 和 明	有限責任監査法人トーマツ 公認会計士
委員	紙 谷 孝 雄	企業会計基準委員会 ディレクター (総括担当)
委員	板 橋 淳 志	企業会計基準委員会 ディレクター (金融担当)
委員	川 西 安 喜	企業会計基準委員会 ディレクター (国際担当)
委員	荻 原 正 佳	企業会計基準委員会 トランスレーション・プロジェクト・マネージャー
委員	井 口 勉	企業会計基準委員会 専門研究員

(平成 25 年 7 月 25 日現在)